解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年二月十二日開催の責任役員会議の決議及び平成二十六年十一月十二日和歌山県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十七日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字樫原六九二番地　延命寺

清算人　關　雄峰

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年九月十一日大分県知事の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十七日

大分県杵築市山香町大字野原四二一六番地　農事組合法人樋掛栗生産組合

清算人　阿部　静男

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十一月七日富士見市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十七日

埼玉県富士見市大字水子二五五九番地二　富士見市水子貝塚東土地区画整理組合

代表清算人　田中　弥一

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年十一月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十七日

東京都板橋区板橋一丁目四二番一三号　東京都家具厚生年金基金

代表清算人　山口千絵子

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年十一月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十七日

岐阜県岐阜市三歳町三丁目一一番地七　岐阜繊維卸売業厚生年金基金

清算人　吉岡　源裕

配当公告

静岡県富士市中里字大坪新田添二六〇八番地の五七　破産者　昭和特殊グラビア株式会社

右の者に対する静岡地方裁判所富士支部平成二十六年（フ）第三四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二九四、〇五七、八三三円

一、配当することのできる金額

金一九、六三八、五六五円

平成二十六年十二月十七日

静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号　小長谷法律事務所

破産管財人　弁護士　小長谷　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区花園町二丁目七一番地二三、最後の住所岩手県奥州市水沢区字見分森一六番地　特別養護老人ホーム立生苑

被相続人　亡　高橋　力男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十七日

岩手県奥州市水沢区大手町四丁目一八番地　相続財産管理人　弁護士　岩崎　裕彌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市大字簗沢四九五三番地、最後の住所山形県米沢市城西一丁目四番六七号

被相続人　亡　太田　伸二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十七日

山形県米沢市金池八丁目二番二号　鶴巻ビル　相続財産管理人　阿部　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市矢場一丁目四番、最後の住所埼玉県行田市矢場一丁目四番四号

被相続人　亡　竹次　利治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十七日

事務所埼玉県熊谷市末広一丁目四九番地　金井末広ビル二階　埼玉北部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗木　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区町屋三丁目七番、最後の住所千葉県我孫子市根戸三七六番地　三〇二号　グローイングコート北柏

被相続人　亡　志賀　勝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十七日

事務所千葉県柏市柏一―五―一〇　水戸屋壱番館ビル四階　弁護士法人よつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　粟津　正博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目四番地一、最後の住所千葉県船橋市宮本六丁目一二番一三号スバルハイツ一〇一号

被相続人　亡　菊地　貞治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十七日

事務所千葉県船橋市本町二―一―三四船橋スカイビル四階　船橋本町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　仲野千恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市中曽根町二丁目五番、最後の住所新潟県新発田市中曽根町三丁目六番二六号

被相続人　亡　吉岡　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十七日

事務所新潟県新発田市富塚町二丁目二番三二号　相続財産管理人　星野　一雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市三輪九丁目四七番、最後の住所長野県長野市三輪九丁目四七番六―一〇二号　宇木団地

被相続人　亡　宮澤　信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十七日

長野県長野市三輪一〇丁目一七番一八号　相続財産管理人　弁護士　武田　芳彦

第24期決算公告

平成26年11月26日

秋田県大仙市神宮寺字内大坪67番地

ナガイ白衣工業株式会社

代表取締役　澤登　一郎

貸借対照表の要旨　（平成26年8月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,734,701	流動負債	729,509
固定資産	258,275	固定負債	278,290
		株主資本	2,829,203
		資本金	50,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	2,764,203
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,751,703
		（うち当期純利益）	(178,573)
		評価・換算差額等	155,974
		繰延ヘッジ損益	155,974
資産合計	3,992,977	負債・純資産合計	3,992,977